

第5種
地域



沿道商業ゾーン

方針 にぎわいや活気があると同時に、品格のあるまちなみを目指します

対象地域

- ・ 鉄道や道路など市長が指定する区域
(国道8号、県道祇園八幡中山線、県道間田長浜線等の一部の区間)

適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

自家用広告物の基準

電光掲示板

- ・ 原則、1事業所に1個
- ・ 表示面積は、片面5㎡以下(両面10㎡以下)

広告塔・野立広告物

- ・ 高さは、地上から20m以下(住居系の用途地域(※)は、10m以下)

屋上広告物

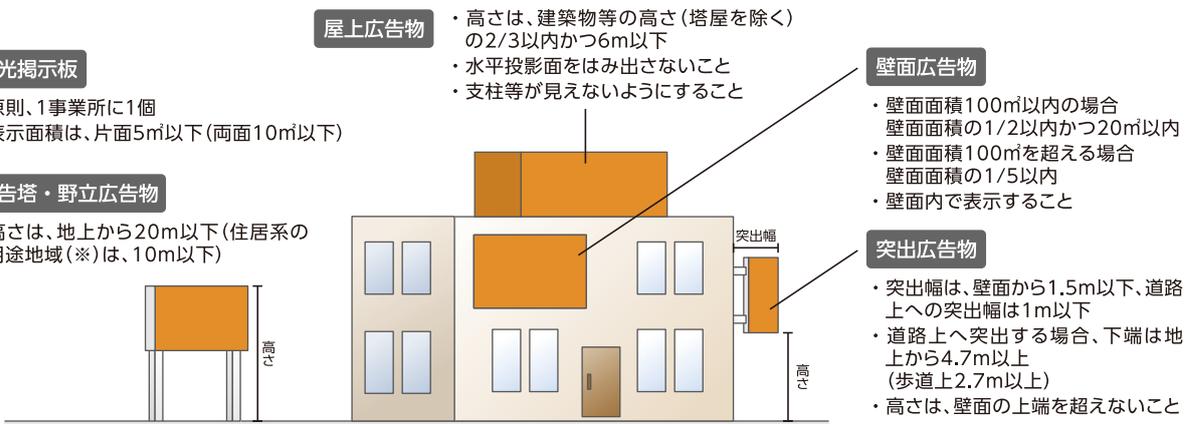
- ・ 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・ 水平投影面をはみ出さないこと
- ・ 支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・ 壁面面積100㎡以内の場合
壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・ 壁面面積100㎡を超える場合
壁面面積の1/5以内
- ・ 壁面内で表示すること

突出広告物

- ・ 突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・ 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・ 高さは、壁面の上端を超えないこと



※住居系の用途地域とは、都市計画法による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域をいいます。

非自家用広告物の基準

電光掲示板

- ・ 設置禁止

広告塔・野立広告物

- ・ 設置禁止
- ※ただし、案内や誘導を目的とする広告は設置できます。

屋上広告物

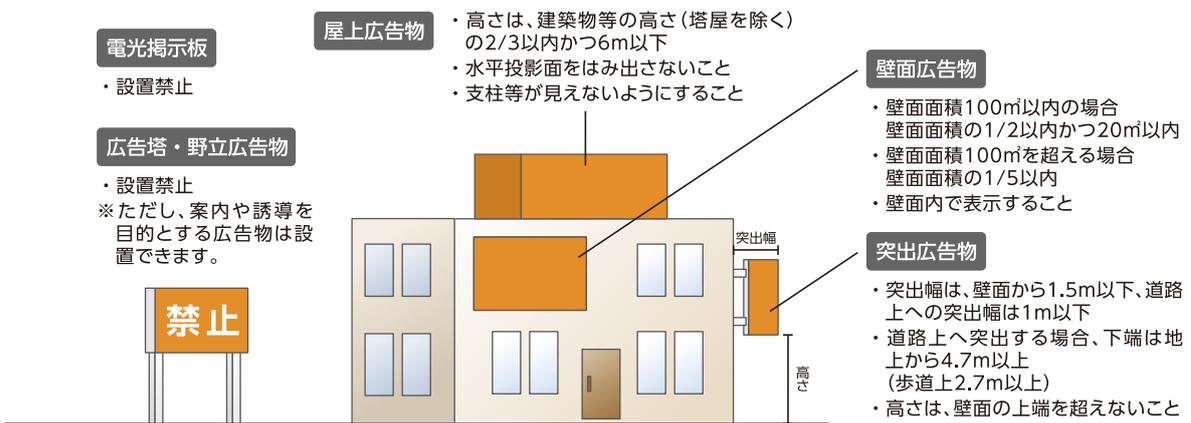
- ・ 高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・ 水平投影面をはみ出さないこと
- ・ 支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・ 壁面面積100㎡以内の場合
壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・ 壁面面積100㎡を超える場合
壁面面積の1/5以内
- ・ 壁面内で表示すること

突出広告物

- ・ 突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・ 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・ 高さは、壁面の上端を超えないこと



道標・案内図板

- ・ 高さは、地上から4.5m以下
- ・ 表示面積は、片面5㎡以下(5人以上で掲出の場合、片面15㎡以下)
- ・ 同一広告主が掲出する場合、同一地域2個以下



道標・案内図板

- ・ ただし、案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物に限ります。

※同一地域とは、100m×100mの区間をいいます。

※案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示すものです。

色彩 (一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。